

自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

※            は令和6年度介護報酬改定において改正のあった部分

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第1節	<p><b>基本方針</b>（<u>基準3条の2</u>）</p> <p>○ 要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとして行われているか。</p>	はい・いいえ	
基本方針	<p><b>指定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>（<u>基準3条の3</u>）</p> <p>○ 次のサービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスが必要なタイミングで提供しているか。</p> <p>① 定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行うサービス</p> <p>② 随時対応サービス 利用者・家族等からの通報を受け、オペレーターが対応するサービス</p> <p>③ 随時訪問サービス オペレーターからの要請を受け、利用者の居宅を訪問するサービス</p> <p>④ 訪問看護サービス 看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問して行うサービス</p> <p>※ 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から④まで、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から③までのサービスを提供する事業。</p>	はい・いいえ	
第2節	<p><b>従業者の員数等</b>（<u>基準3条の4</u>）</p> <p><b>オペレーター</b></p> <p>○ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じてオペレーターが1人以上確保されるために必要な員数となっているか。</p> <p>（※オペレーターとは、随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。）</p> <p>○ オペレーターは、下記の資格要件のいずれかを満たしているか。</p> <p>①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師、④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員</p> <p>（※所定の要件を満たす場合、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験者を充てることが可能。）</p> <p>○ オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員となっているか。</p> <p>○ オペレーターは、専らその職務に従事する者となっているか。</p> <p>（※ 利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の定期巡回サービス等の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事することが可能。また、当該事業所に併設する施設等の職員をオペレーターに充てることが可能。）</p> <p><b>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</b></p> <p>○ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘</p>	はい・いいえ	
人員に関する基準		はい・いいえ	
		はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第2節 人員に関する基準	<p>案し、利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっているか。</p> <p><b>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</b></p> <p>○ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数となっているか。</p> <p>〔※利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス等の職務に従事することができます。また、当該事業所のオペレーターが随時訪問サービスに従事することが可能。〕</p> <p>〔※オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、サービスの提供に支障がないときは配置しないことも可能。〕</p> <p><b>訪問看護サービスを行う看護師等</b>（※一体型のみ）</p> <p>○ 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を確保しているか。</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師：常勤換算方法で2.5以上 （うち1名以上は常勤の保健師又は看護師） （うち1名以上は提供時間帯を通じて事業所との連絡体制が確保された者）</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：当該事業所の実情に応じた適当数 （配置しないことも可能）</p> <p><b>計画作成責任者</b></p> <p>○ 当該事業所の従業者であって、①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師、④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち1名以上を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としているか。</p> <p><b>管理者</b>（<b>基準3条の5</b>）</p> <p>○ 管理者は常勤専従職員を配置しているか。</p> <p>○ 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。</p> <p>〔※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所等の職務に従事することができる。ただし、その場合でも、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供場面で生じる事象を適時かつ適正に把握し、対処しなければならない。〕</p>	はい・いいえ	
第3節 設備に関する基準	<p><b>設備及び備品等</b>（<b>基準3条の6</b>）</p> <p>○ 事業を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>○ オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <p>① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>〔※上記①については、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。〕</p> <p>○ 利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器（ケアコール端末）を配布していますか。</p> <p>〔※利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。〕</p>	はい・いいえ はい・いいえ	兼務の有無 有・無
		はい・いいえ	直近レイアウト変更 年月

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節 運 営 に 関 す る 基 準	<b>内容及び手続の説明及び同意 (基準3条の7)</b> ○ 事業所の概要、重要事項(※)について記した文書又はデータを交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 〔※運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項〕 ○ 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、指定訪問看護事業所との連携内容等について、利用申込者に十分な説明を行っているか。	はい・いいえ	登録者 □人中 重要事項説明書 □人分有
	<b>提供拒否の禁止 (基準3条の8)</b> ○ 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはないか。	はい・いいえ	
	<b>サービス提供困難時の対応 (基準3条の9)</b> ○ 自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っているか。	はい・いいえ	
	<b>受給資格等の確認 (基準3条の10)</b> ○ 被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供しているか。	はい・いいえ	
	<b>要介護認定の申請に係る援助 (基準3条の11)</b> ○ 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認しているか。 ○ 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	<b>心身の状況等の把握 (基準3条の12)</b> ○ 計画作成責任者による面接、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	はい・いいえ	
	<b>指定居宅介護支援事業者等との連携 (基準3条の13)</b> ○ サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	はい・いいえ	
	<b>法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (基準3条の14)</b> ○ 利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	<b>居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (基準3条の15)</b> ○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	はい・いいえ	
	<b>居宅サービス計画等の変更の援助 (基準3条の16)</b> ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	<b>身分を証する書類の携行 (基準3条の17)</b> ○ 訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導しているか。	はい・いいえ	
	<b>サービスの提供の記録 (基準3条の18)</b> ○ 介護サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容やサービス費の額その他必要な事項を居宅サービス計画等に記載しているか。	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節	○ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付等により、その情報を利用者に対して提供しているか。	はい・いいえ	
運 営 に 関 す る	<b>利用料等の受領 (基準3条の19)</b> ○ 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。 ○ 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていないか。 ○ 利用者から次の費用の額の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ① 通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	利用者 <input type="text"/> 人中 同意書 <input type="text"/> 人分有
基 準	<b>保険給付の請求のための証明書の交付 (基準3条の20)</b> ○ 法定代理受領サービスではないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付しているか。	はい・いいえ	
	<b>指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 (基準3条の21)</b> ○ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っているか。 ○ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、結果を公表していますか。また、常にその改善を図っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	<b>指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 (基準3条の22)</b> ○ 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。 ○ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 ○ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。 ○ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行われているか。 ○ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。 ○ 特殊な看護等を行っていないか。 ○ サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ○ サービスの提供に当たっては、利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行っていないか。また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由や利用者の状況及び期間について、記録をしているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節 運 営 に 関 す る 基 準	○ サービス提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもって行っているか。	はい・いいえ	
	○ サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。	はい・いいえ	
	<b>主治の医師との関係 (基準3条の23) (※一体型のみ)</b>		
	○ 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。	はい・いいえ	
	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書及び訪問看護報告書を主治の医師に提出し、訪問看護サービス提供に当たって主治の医師と密接な連携を図っているか。	はい・いいえ	
	<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 (基準3条の24)</b>		
	○ 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。	はい・いいえ	利用者 <input type="text"/> 人中 計画書 <input type="text"/> 人分有
	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっているか。  〔※ただし、当該計画におけるサービス提供の日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することが可能。(当該計画を担当する介護支援専門員に提出すること)〕	はい・いいえ	
	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的(概ね1月に1回程度)に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成しているか。  〔※アセスメントとは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。〕	はい・いいえ	
	○ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、目標や具体的な内容に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。(※一体型のみ)	はい・いいえ	
	○ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対する計画の説明を行う際には必要な協力を行っているか。(※一体型のみ)	はい・いいえ	
	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。	はい・いいえ	計画書
	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を利用者に交付しているか。	はい・いいえ	<input type="text"/> 人中
	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。	はい・いいえ	同意の署名等 <input type="text"/> 人分有
	○ 訪問看護サービスを行う看護師等(準看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。(※一体型のみ)	はい・いいえ	
	○ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っ	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節	<p>ているか。(※一体型のみ)</p> <p><b>同居家族に対するサービス提供の禁止 (基準3条の25)</b></p> <p>○ 訪問介護員等が同居家族に対してサービスを提供していないか。</p>	はい・いいえ	
運 営 関 係 基 準	<p><b>利用者に関する市町村への通知 (基準3条の26)</b></p> <p>○ 利用者が以下の事項に該当する場合は、遅滞なく市町村への通知を行っているか。</p> <p>① サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合</p> <p>② 偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合</p>	はい・いいえ	左記①又は②に該当する利用者 有・無
	<p><b>緊急時等の対応 (基準3条の27)</b></p> <p>○ サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無
	<p><b>管理者等の責務 (基準3条の28)</b></p> <p>○ 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者によって一元的に行われているか。</p> <p>○ 計画作成責任者は、利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	
	<p><b>運営規程 (基準3条の29)</b></p> <p>○ 以下の事項を運営規程に定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ サービスの内容及び利用料その他費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p>	はい・いいえ	直近改正 年 月  実際の運用との整合性 適・否
	<p><b>勤務体制の確保等 (基準3条の30)</b></p> <p>○ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めているか。</p> <p>○ 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供しているか。</p> <p>※一定の要件を満たす場合、事業者間の契約に基づき、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることが可能。</p> <p>※午後6時から午前8時の間の随時対応サービスは、一定の要件を満たす場合、複数の事業所との契約に基づき、一体的に通報を受けることが可能。</p> <p>○ 訪問介護員等に対して研修の機会を確保しているか。</p> <p>○ 職場において行われるセクハラやパワハラにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節 運 営 に 関 す る 基 準	<b>業務継続計画の策定等</b> (基準3条の30の2)		
	○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	マニュアル 有・無
	○ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	はい・いいえ	実施日 年 月
	○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ	
	<b>衛生管理等</b> (基準3条の31)		
	○ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じているか。	はい・いいえ	
	① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。		開催日 年 月
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		マニュアル 有・無
③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。			
<b>掲示</b> (基準3条の32)			
○ 運営規程や勤務体制表等、その他重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ※事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できる形式も可能。	はい・いいえ	掲示 有・無	
○ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	はい・いいえ	掲載 有・無	
※ウェブサイトに掲載を行わない場合も、事業所に重要事項の掲示を行うこと。 令和7年3月31日までの間は経過措置			
<b>秘密保持等</b> (基準3条の33)			
○ 正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	利用者 <input type="text"/> 人中	
○ サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ているか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)	はい・いいえ	同意書 <input type="text"/> 人分	
<b>広告</b> (基準3条の34)			
○ 虚偽または誇大な広告をしていないか。	はい・いいえ		
<b>居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b> (基準3条の35)			
○ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい・いいえ		
<b>苦情処理</b> (基準3条の36)			
○ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ		
○ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	はい・いいえ		

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 4 節 運 営 に 関 す る 基 準	<b>地域との連携 (基準3条の37)</b>		
	○ 利用者、家族、地域住民の代表者、利用関係者、地域包括センターの職員、有識者等による「介護・医療連携推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、当該会議にサービス提供状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受けているか。	はい・いいえ	
	○ 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	はい・いいえ	
	○ 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力しているか。	はい・いいえ	
	○ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、居住する利用者以外のものに対しサービスを提供するよう努めているか。	はい・いいえ	
	<b>事故発生時の対応 (基準3条の38)</b>		
	○ 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況や処置について記録しているか。	はい・いいえ	
	○ 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっているか。	はい・いいえ	
	<b>虐待の防止 (基準3条の38の2)</b>		
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じているか。	はい・いいえ	
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。		開催日 年 月 マニュアル 有・無
	② 虐待の防止のための指針を整備すること。		
	③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。		
	④ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
	<b>会計の区分 (基準3条の39)</b>		
	○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	はい・いいえ	
	<b>記録の整備 (基準3条の40)</b>		
	○ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい・いいえ	<u>5年分</u> の記録
	○ サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しているか。	はい・いいえ	有・無
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画		
	・ サービス実施記録		
	・ 主治の医師による指示の文書（※一体型のみ）		
	・ 訪問看護報告書（※一体型のみ）		
	・ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
	・ 利用者の不正利用等に係る市町村への通知に係る記録		
	・ 苦情の内容等の記録		
	・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 5 節 連 携 型 の 特 例	<b>指定訪問看護事業者との連携 (基準3条の42)</b> ○ 連携型事業者は、指定訪問看護を提供する指定訪問看護事業者と連携しているか。 ○ 連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について協力を得ているか。 ① 利用者に対するアセスメント ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 ③ 医療・介護連携会議への参加 ④ その他必要な指導及び助言	はい・いいえ  はい・いいえ	

※「基準」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)を指します。